

【質問】小学生の親です。子供に学校での健康診断は受けさせなくてはいいのでしょうか。

(35歳、会社員)

学校健診

【回答】児童生徒の学校での健康診断については、学校保健安全法13条に「学校においては、毎学年定期に、児童生徒（通信による教育を受ける学生を除く）の健康診断をおこなわなければならない」と規定されています。また14条では「健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない」ともされています。

安全な学校生活に必要な

プライバシー配慮

学校健診は子供たちの健康保持増進を図るためのものであり、学校生活を安全に送るに当たり、支障があるのかどうかを判断し、子供たちの健康状態を把握し、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという役割があります。脱衣やプライバシーの問題があり、

医師会を通じて、児童生徒らのプライバシーや心情に配慮した健康診断のための環境整備を行うように通達がなされています。

健康診断の項目は、身長、体重、栄養状態、脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、四肢の状態、視力、聴力、目の疾病・異常の有無、耳鼻咽喉頭（いんと



う）疾患や皮膚疾患の有無、歯や口腔（こうくう）の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿検査などが定められています。

集団で健康診断を行うことは是非が取り沙汰されています。この点については、文部科学省や

1人の医師でこの全てを実施することは不可能であり、学校医と共に耳鼻科、眼科、歯科の

です。これまでの病気の既往や現在の健康状況、気になる点を保護者に記載してもらい、健康診断時に担当の医師に合わせてみてもらっています。昨今は、身体的な異常と共に、児童生徒の心の在り方も大きな問題となっています。学校健診を機会に子供の健康状態を知り、話し合うことが何よりも大切であると考えます。

学校健診における医師の診断は、児童生徒本人と保護者、学校が個人の健康状態を正しく知る手助けになります。病気を見つけ出すためだけではなく、家庭や学校での生活を楽しく安心して送るために行われるものだと考えます。学校健診の意義を理解し、必ず受けてください。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。